

# 丹波篠山の景観まちづくり

丹波篠山市では、  
景観法に基づく「景観計画」と国土利用計画法に基づく「土地利用基本計画」を策定し、「農<sup>のう</sup>の都<sup>みやこ</sup>」として田園環境と調和した景観まちづくりを推進しています。

## 景観の混乱を防止

土地利用基本計画では、建築物の特定用途を制限する「建築物等の立地基準」を定め、スプロール等の乱開発を防止し、保全すべき農地等を明確にするなど、計画的な土地利用により住環境を保全しています。

※土地利用基本計画は平成26年度策定

## 町並み景観形成を支援

景観計画の「歴史地区」では、独自の景観形成基準に沿って建築物等の形態、意匠、素材等を歴史的な町並みと調和した外観とする場合に、工事費の一部を補助しています。

※歴史地区の篠山城下町地区では、平成5年から修景助成を実施。重伝建地区のバッファゾーンの景観形成に大きく寄与しています。

まちを愛する市民の営みと長年にわたる町並み保全の取り組みによって、今日の丹波篠山があります。